

新潟県条例第5号

新潟県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

新潟県固定資産評価審議会条例（昭和37年新潟県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(委員の任期) 第3条 委員の任期は、 <u>3年</u> とし、再任されることを妨げない。 2 (略)	(委員の任期) 第3条 委員の任期は、 <u>2年</u> とし、再任されることを妨げない。 2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新潟県固定資産評価審議会の委員として在職する者の任期は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。